

旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

下線部が変更箇所

変更案	現行
<p>(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第36条第1項</u>の規定に基づき、旅行業等における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第31条第1項</u>の規定に基づき、旅行業等における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p>

附 則

この規約の変更は、令和6年10月1日から施行する。